

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 96 号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「ときは、」を「場合における京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）第2条第2項の規定により市長が定める」に改め、「掲げる額」の右に「を基準として、別に告示するもの」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 農地 農地法第52条の規定に基づき農地に関する情報として京都市農業委員会が提供する農地の借賃の金額の平均額の2分の1に相当する額

第11条第2号中「京都市公有財産及び物品条例」を「買入地が歴史的風土特別保存地区内でないものとして条例」に改め、「規定」の右に「の例」を加え、「100分の25」を「4分の1」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（都市計画局都市景観部風致保全課）